

月刊

登記情報

643 2015年6月号
55巻/6号

おかげさまで
 65th Anniversary

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

法窓
一言 裁判関係文書の表記とその平易化
柳田幸三

「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(平成27年2月6日付け法務省民商第13号民事局長通達)」の解説(上)
南野雅司

動産・債権譲渡登記事務取扱手続準則(平成26年12月22日付け法務省民商第128号民事局長通達)の解説について(1) 金森真吾／吉田勝正

監査等委員会設置会社と登記実務 鈴木龍介／早川将和

現状を突破する新時代の司法書士のビジネスモデルと
それを支える4つのマネジメント

第5回 ミドルマネジメントの役割について 山口 毅

NEWS 全国司法書士法人連絡協議会

7/11(土)に「第2期定時社員総会&第5回集い」開催! 鈴木龍介

BOOK REVIEW

『少額債権の管理・保全・回収の実務』(北詰健太郎・濱田康宏著) 白石 大
供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第54回) 紹与債権の第三債務者が、
民事執行法第156条第1項に基づき供託をしたが、裁判所に事情届を提出する前に
当該差押命令の申立てが取り下げられた場合の債務者への払渡手続について 坂口真知子

坂道をゆく [第30回・杵築] 酢屋の坂 小林昭彦

風雲 事務所見聞録

第7回 土地家屋調査士法人えん 代表 小山 章氏

最近の土地境界確定判決を散策する(第43回) 山口智啓

地名と名字(8) 高信幸男

登記実務からの考察

【商業・法人登記】キャッシュ・アウトにおける会社法改正の影響と司法書士の関わり方 大越一毅

商業登記掲示板／成年後見人掲示板

実務の現場から

通達・回答 商業・法人登記 ○平27・2・6民商第14号



一般社団法人
金融財政事情研究会

全国司法書士法人連絡協議会

7/11(土)に「第2期定時社員総会＆第5回集い」開催！

一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会理事／司法書士法人鈴木事務所代表社員 鈴木龍介

平成15年4月1日の改正司法書士法施行により司法書士法人制度が創設されてから12年余りが経過した。この間に司法書士法人の数も全国で500を超えるまでになっている。平成27年4月1日現在で司法書士の総数が約21,000名を数えるなか、司法書士法人に参画している司法書士は少なくともその10%は超えるものと推察される。

そもそも司法書士を含む資格者制度は、社会的に一定の資質を認められた個人に対するものであって、基本的に司法書士法等の規律やルールも個人の資格者をベースに作られている。一方で、司法書士法人は個人の資格者の特則として位置づけられるものであり、そのためか仕組みが未整備なところや、個人の資格者の場合の取扱いとの不整合も散見される。しかしながら、司法書士法人に関する諸問題について、検討や議論をする場がほとんどなく、結果として、大きな問題に至ってしまうケースも少なくないように思われる。

以上の背景を踏まえ、問題や課題を検討・解決し、情報交換や相互の交流を図る活動の場を提供することにより、司法書士法人ひいては司法書士制度の改善と健全な発展を図るということを趣旨・目的に、平成23年7月に任意団体である「全国司法書士法人連絡協議会」が産声をあげた。

その後、組織としての更なる飛躍を企図し、平成25年8月に任意団体を一般社団法人に改組し、「一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会」（以下、「法人協」という。）を設立し、現在に至っている。

法人協では、これまで司書法改正要綱に対する意見書の提出、日本司法書士連合会との意見交換、メーリングリストを使った会員相互間のコミュニケーションの場の設営といった諸活動を行ってきているが、とりわけ任意団体立ち上げ当初から行っている、参加型のイベントである「集い」を毎年開催している（これまでの模様は本誌597号・610号・623号・635号でも取り上げられた。）。

本年も、7月11日（土）13時30分から、例年どおり司法書士会館（東京都新宿区）内の日司連ホールにおいて「第2期定時社員総会＆第5回集い」（以下、「本会」という。）が開催される。

本会第1部の総会では、より具体的かつアクティブなアクションを行うべく各種委員会の立ち上げについての議案を上程する予定である。第2部の集いでは、山口毅氏（株）コンサルティングファーム代表取締役／司法書士）の基調講演と同氏のコーディネートによるパネルディスカッション『（仮）「ボスがいなくても成長する組織」を実現するために』を行う準備を進めている。

本会は、多くの方々に法人協、そして司法書士法人制度をご理解いただきたいということからオープン化し、法人協会員もしくは司法書士法人に限らず、個人の司法書士ほか関係諸機関各位にご参加を広く呼びかけている。詳細は決定次第、法人協のホームページ（<http://houjinkyou.com/>）等を通じて告知されるので、奮ってご参加いただきたい。